

大学ファンドを通じた 世界最高水準の研究大学の実現に向けて ～国際卓越研究大学の第2期公募開始について～



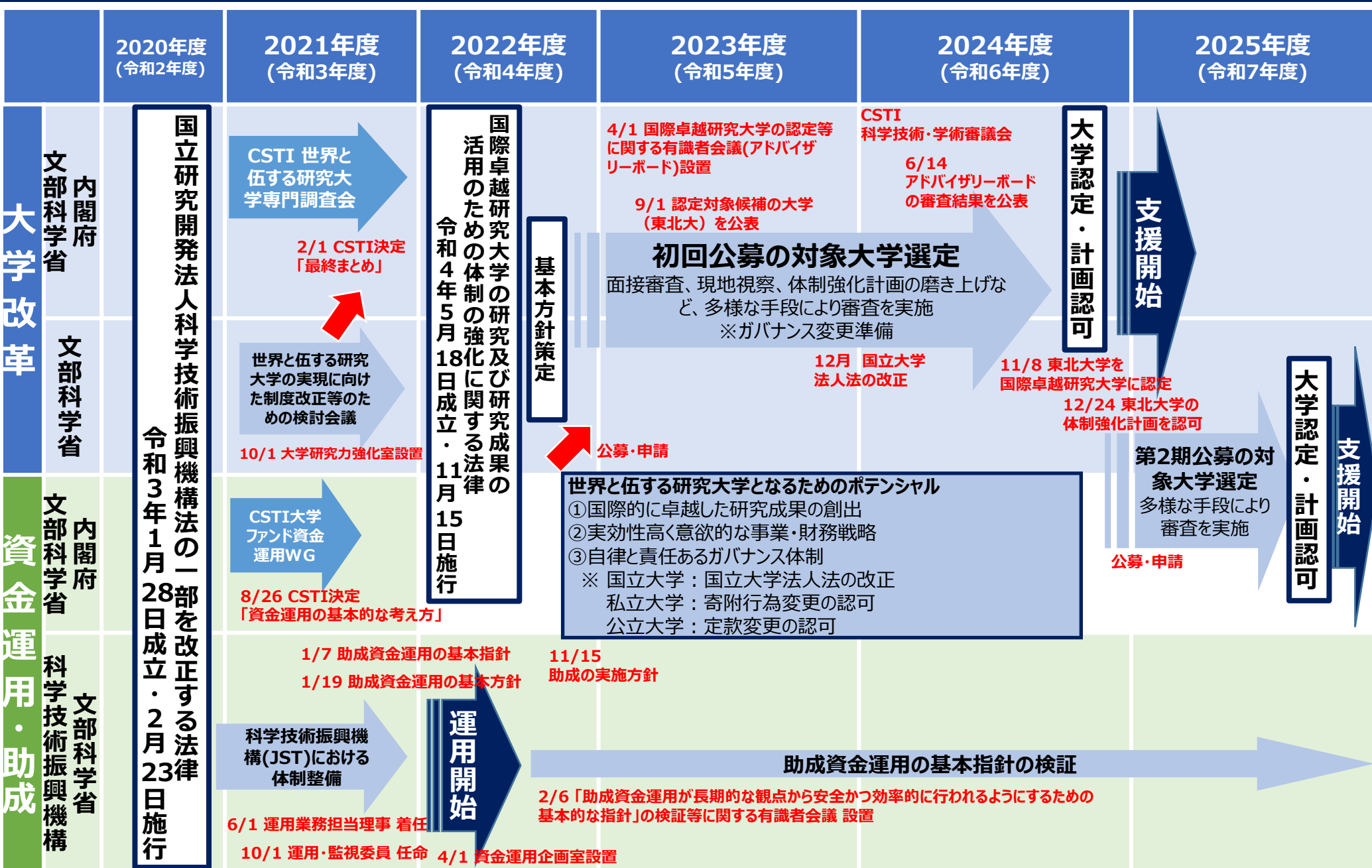
国際卓越研究大学の 将来像 (イメージ)

大学ファンドによる支援を通じて、
日本の大学が目指す将来の姿

- 世界最高水準の研究環境（待遇、研究設備、サポート体制等）で、世界トップクラスの人材が結集
- 英語と日本語を共通言語として、海外トップ大学と日常的に連携している世界標準の教育研究環境
- 授業料が免除され、生活費の支給も受け、思う存分、研究しながら、博士号を取得可能



大学ファンドに関するスケジュール



大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の公募・選定について

1. 公募・選定のポイント

判断

これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「**変革**」への意思(ビジョン)とコミットメントの提示に基づき実施。

大学数

制度の趣旨を踏まえ、認定及び認可される大学は無制限に拡大するものではなく、**数校程度に限定**。また、大学ファンドの運用状況等を勘案し、段階的に認定及び認可を行う。

要件

制度の趣旨や大学の負担も考慮し、大学認定と計画認可の審査プロセスを一体的に実施。

1. 国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

2. 実効性高く、意欲的な事業・財務戦略

3. 自律と責任のあるガバナンス体制

審査体制

総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制（アドバイザリーボード）を構築。

段階的審査

審査においては、**研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施**（書面や面接による審査だけでなく、**現地視察、体制強化計画の磨き上げ**など多様な手段により審査を実施）。



2. 第2期公募のスケジュール

令和6年12月	公募開始
令和7年 5月	公募締切（認定基準確認書／体制強化計画（第一次案）等提出）
令和7年 6月～	段階的審査（夏～冬頃にかけて段階的に絞り込み。大学側との丁寧な対話。）
	国際卓越研究大学 認定 / 体制強化計画 認可
	助成開始（令和7年度中を予定）



第2期公募の主な変更点とスケジュール

1. 大学との対話等も踏まえた第2期公募の主な変更点

項目	第2期公募における方針
公募期間	・ 大学において検討する期間を確保する観点から、 初回公募より長く設定
申請書類	・ 書類等の作成に係る大学の負担を軽減する観点から 意向表明書 や 動画制作を不要 とする ・ 体制強化計画の作成にあたっては、初回公募の審査結果等を参考にし、 変革を行う際に乗り越えるべき現状の課題認識 を踏まえて、 特に重要と位置付ける目標や戦略といった計画の核となる考え方や、それにより大学をどのように変革し、掲げるミッションを達成していくのかといった道筋等を明確化 するよう、公募要領等の中で明記
面接審査	・ 大学との対話をより丁寧に実施する観点から、 プレゼンや質疑応答の時間を初回公募より長く確保
現地視察	・ 研究現場の状況等を把握し、大学との対話の機会をより多く設ける観点から、 審査の状況も踏まえ、なるべく多くの大学を現地視察の対象とする （現地視察の対象大学については、審査の過程で決定）
計画案の磨き上げ	・ アドバイザリーボードによる認定候補大学の選定前までの段階的な審査過程において、 現地視察の対象大学については、アドバイザリーボードからの意見に対して、大学にて体制強化計画案の一層の精査や明確化を実施する期間を設け、計画の修正を検討することを可能とするなど、体制強化計画案の磨き上げを実質化
計画初年度	・ 令和8年4月～ を予定※ ※ アドバイザリーボードにおける審査の結果、認定候補大学の選定時に留保条件が付された大学については、この限りではない
その他	・ 規制緩和により国立大学等の出資範囲が拡大している背景も踏まえ、 外部資金（公的資金を除く）の算定方法を明確化（アドバイザリーボードによる審査において一定の条件※を満たすことが認められた場合に、大学出資法人の該当する外部資金獲得額を加減することを可能とする） ※ 特殊要因として認める条件として、「①出資法人の活用が、中長期的な大学改革への裨益を含めて、体制強化計画の中に位置付けられること」、「②国際卓越研究大学が当該法人の財務・事業の方針決定に多大な影響力を与えたとともに、連結決算・セグメント化等により、出資法人における国際卓越研究大学の活動に基づく収入を確認できること」を審査で確認することを想定。 ・ 出えんの 払戻し条件を具体化 （大学ファンドの健全性が確保される範囲で5回程度で払戻しを想定）

2. 第2期公募に関するスケジュール

- ◆ 令和6年12月24日（火）
- ◆ 令和7年5月16日（金）
- ◆ 令和7年度～

公募開始

公募締切

段階的審査（アドバイザリーボードにおける認定候補大学の選定）



✓ 1次審査：書面審査

✓ 2次審査：面接審査

✓ 3次審査：大学における体制強化計画案の一層の精査や明確化、現地視察・面接審査 等

- ◆ 令和7年度内
- ◆ 令和8年4月※～

国際卓越研究大学 認定 / 体制強化計画 認可 → 助成開始（予定）

体制強化計画開始

※アドバイザリーボードにおける審査の結果、留保条件付きで認定候補に選定された大学の計画初年度については、この限りでない

我が国の大学研究力強化に関するシンポジウム

名 称：我が国の大学の研究力強化に向けて ～国際卓越研究大学制度が拓く研究大学の未来～

主 催：文部科学省

共 催：国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会

後 援：内閣府

趣 旨：我が国の大学研究力強化に向けては、初回公募における国際卓越研究大学の認定が行われ、第2期の公募も予定されている。こうした中で、世界最高水準の研究大学の実現に向けて国際卓越研究大学制度が目指す姿や、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）等の研究大学施策の全体像を示す。また、パネルディスカッションを通じて、今後の研究大学の姿や機能強化等について議論を行う。

日 時：令和6年12月17日(火) 10時～13時

場 所：東京国際フォーラム（東京都千代田区丸の内3丁目5番1号） ※実開催・オンライン配信

資 料：

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/daigakukenkyuryoku/symposium_00001.html

<当日のスケジュール>

10:00 開 会

基調講演

①上山 内閣府CSTI常勤議員

②富永 東北大学総長

③那須 岡山大学学長

④中村 信州大学学長 等

パネルディスカッション

13:00 閉 会

<登壇者>



上山 隆大

内閣府 CSTI 常勤議員
国際卓越研究大学の認定等に関する
有識者会議（アドバイザーボード）座長
地域中核・特色ある研究大学の振興に係る
事業推進委員会委員



富永 悌二

東北大 総長



千葉一裕

東京農工大 学長
大学研究力強化委員会 主査



橋本 和仁

国立研究開発法人
科学技術振興機構 理事長



那須 保友

岡山大 学長
大学研究力強化委員会
委員



高橋真木子

金沢工業大学大学院教授
地域中核・特色ある研究大学の振
興に係る事業推進委員会委員
大学研究力強化委員会委員



佐藤 康博

内閣府 CSTI 非常勤議員
大学支援フォーラムPEAKS 座長
みずほFG特別顧問
地域中核・特色ある研究大学の振興に係る
事業推進委員会委員



中村宗一郎

信州大 学長

我が国の大学研究力強化に関するシンポジウム

<開会の挨拶>



(左) 赤松大臣政務官



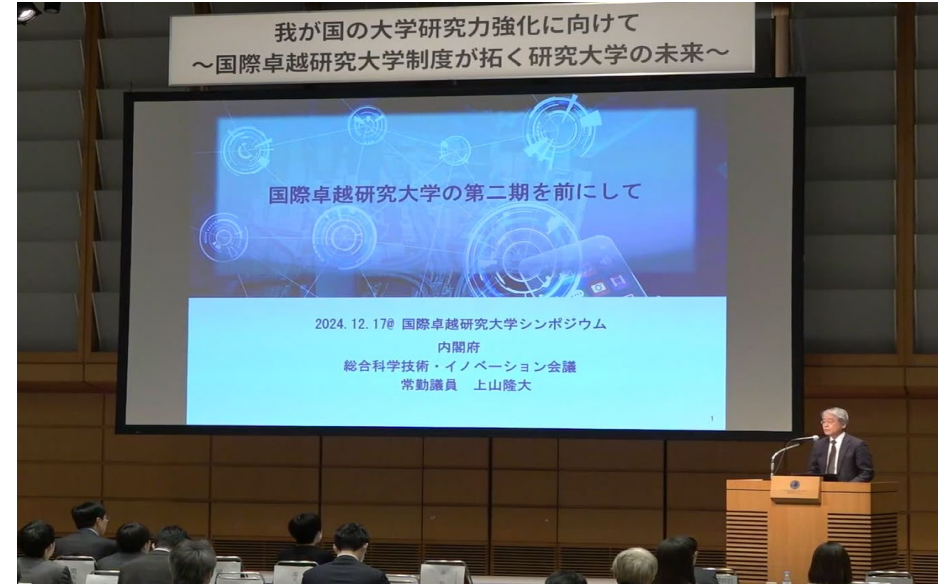
(右) 橋本理事長

<パネルディスカッション>



(左から) 上山議員、富永学長、那須学長、千葉学長、高橋教授、佐藤議員、橋本理事長

<基調講演>



国際卓越研究大学の第二期公募に向けた講演をされる上山議員

赤松大臣政務官、JST橋本理事長による開会の挨拶ののち、上山議員、富永学長、那須学長、中村学長による基調講演が行われた。パネルディスカッションでは、上山議員がモデレーターを務め、富永学長、那須学長、千葉学長、高橋教授、佐藤議員、橋本理事長が登壇し、研究大学群の形成に向けた各大学の在り方・課題や、これからの日本社会に対し新しい価値を創出する研究大学の機能強化について、国際卓越研究大学やJ-PEAKS、産業界など、それぞれの立場から活発な議論がなされた。

(参考) 国際卓越研究大学の認定・研究等体制強化計画の認可の審査体制

総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）

〔国際卓越研究大学法に基づき、国際卓越研究大学の認定、体制強化計画の認可について意見〕

有識者議員のうち、数名が参加

文部科学省 科学技術・学術審議会

〔国際卓越研究大学法に基づき、国際卓越研究大学の認定、体制強化計画の認可について意見〕

大学研究力強化委員会の委員等のうち、数名が参加

国際卓越研究大学 アドバイザリーボード



審査事務局（文部科学省）

内閣府

連携

①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

②実効性高く、意欲的な事業・財務戦略

③自律と責任のあるガバナンス体制

情報提供

NISTEP

国内外のレビュアー



(参考) 国際卓越研究大学法に基づく基本方針（抜粋）

3 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会への意見聴取

科学技術・イノベーション政策における国際卓越研究大学制度の重要性に鑑み、文部科学大臣は、国際卓越研究大学の認定に当たり、法第4条第4項の規定に基づき、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないこととされている。その際、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な視野から、高度かつ専門的な見識を踏まえられよう、外国人有識者も加えた適切な体制を構築することとする。

(参考) 初回公募における有識者会議の審査から認定・認可までの経過

1. 審査の経過

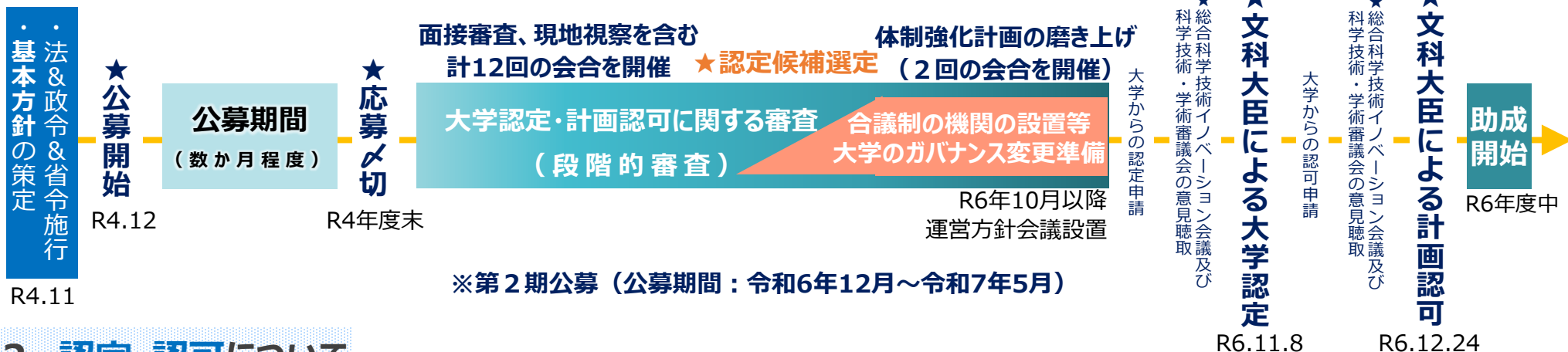
申請のあった10大学について、書面審査や国内外のレビュアーの意見に加えて、大学側との丁寧な対話を実施する方針のもと、**10大学に対して面接審査**を実施。さらに研究現場の状況等を把握するため、**3大学の現地視察**を実施。これらの審査も踏まえ、**初回の国際卓越研究大学の認定候補**として、一定の条件を満たした場合に認定するという留保を付して、**東北大学を選定（令和5年9月公表）**。

東北大学において磨き上げを行った体制強化計画について、その状況を継続的に確認し、東北大学について、**国際卓越研究大学の認定及び計画の認可の水準を満たし得るとの結論（令和6年6月公表）**。

※これまでに**計14回の会合を開催**



アドバイザーボード第1回会合



2. 認定・認可について

東北大学において、改正国立大学法人法（令和6年10月施行）に基づき運営方針会議を設置。国際卓越研究大学法に基づき、東北大学の認定について、総合科学技術イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴き、文部科学大臣が認定（令和6年11月）。その後、東北大学が体制強化計画を文部科学省に提出し、意見聴取等の手続きを経て、文部科学大臣が認可（令和6年12月）。